

調達公告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年4月1日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度鳥取県インテリア・ライフ分野商品の欧州向け海外販路開拓支援業務

(2) 業務内容

鳥取県内の日常生活を豊かにする付加価値のある工芸品、家具、アパレル、玩具、服飾品、雑貨等の商品（以下「インテリア・ライフ分野商品等」という。）を製作や又は販売する鳥取県内事業者の欧州市場への展開促進を図るために、海外現地での展示販売及び越境ECの手法により、消費者への直販売（B to C）を行うとともに、インテリア・ライフ分野商品等を取扱う海外に拠点を有する流通事業者（卸、小売り、商社、代理店、ディストリビューターを含む。）向けの販路（B to B）も開拓することにより、持続的な海外取引のための仕組みを構築する。

なお、詳細については、「令和6年度鳥取県インテリア・ライフ分野商品の欧州向け海外販路開拓支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）の別添「令和6年度鳥取県インテリア・ライフ分野商品の欧州向け海外販路開拓支援業務仕様書」のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 予算額

金10,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 日本国内において法人格を有していること。
- (3) 本件調達公告の日から本件業務の企画提案書の提出期間の最終日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税について未納の税額がない法人であること。
- (5) 発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (6) 円建てによる委託契約及び日本国内の銀行口座で本件業務に係る委託料の受取を行うことができる者であること。

3 実施要領の交付

令和6年4月1日から同月26日までの間、インターネットの鳥取県商工労働部通商物流課の公式ウェブサイト (<https://www.pref.tottori.lg.jp/tsushou-butsumuryu/>) に掲載するため、この公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は当該ウェブサイトからダウンロードして入手するものとする。

ただし、これにより難しい者に対しては、その申し出により次のとおり直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

令和6年4月1日から同月26日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県商工労働部通商物流課

電 話 0857-26-7661

ファクシミリ 0857-26-8117

電子メール tsushou-butsumuryu@pref.tottori.lg.jp

4 企画提案書等提出書等の提出

(1) 参加表明書等の提出

参加希望者は、「参加表明書」（実施要領様式第1号）、「参加法人概要書」（実施要領様式第5号）及び「参加法人役員等名簿」（実施要領様式第6号）（以下「参加表明書等」という。）を作成し、発注者へ提出すること。

ア 提出方法

持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

イ 提出場所

3の(2)に同じ

ウ 提出期間

令和6年4月1日から同月12日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、送付による場合は、提出期間最終日の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

エ 参加資格の審査

発注者は、提出された参加表明書等を審査し、参加資格を満たすと認められた参加希望者（以下「提案者」という。）及び参加資格を満たさないと認められた参加希望者に対して、令和6年4月下旬（予定）に審査結果通知を発出する。

(2) 質問書の提出

参加希望者は、この公募型プロポーザルに関して質問がある場合、「質問書」（実施要領様式第2号）を電子ファイルで作成の上、電子メールにより提出すること。

なお、その際、電子メールの件名は「令和6年度鳥取県インテリア・ライフ分野商品の欧州向け海外販路開拓支援業務に関する質問」とすること。

ア 提出方法

「質問書」の電子ファイルを電子メールにより提出することとし、訪問や電話による質問は、原則として受け付けないものとする。

イ 提出先

3の(2)に同じ

ウ 提出期限

令和6年4月17日午後5時まで(必着)

エ 疑義に対する回答

発注者は、参加希望者が提出した質問については、令和6年4月23日までにインターネットの鳥取県商工労働部通商物流課の公式ウェブサイト (<https://www.pref.tottori.lg.jp/tsushou-buturyu/>) によりまとめて閲覧に供する。

(3) 企画提案書等提出書等の提出

提案者は、発注者に対して「企画提案書等提出書」(実施要領様式第3号)等を提出することにより企画提案をすることができる。企画提案数は、一提案者につき一つとする。

ア 提出方法

(1)のアに同じ

イ 提出場所

3の(2)に同じ

ウ 提出期間

(1)のエの審査結果通知をした日から令和6年4月26日までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとし、送付による場合は、提出期間最終日の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 審査会への出席

発注者は、「令和6年度鳥取県インテリア・ライフ分野商品の欧州向け海外販路開拓支援業務に係る公募型プロポーザル評価要領」(以下「評価要領」という。)に基づき、提案者の企画提案内容について審査し、順位付けを行うため、「令和6年度鳥取県海外展開支援業務等審査会」(以下「審査会」という。)を設置し、開催する。

提案者は、審査会に出席し、審査会委員に対する企画提案内容についてのプレゼンテーション及び審査会委員との質疑応答を行うものとする。

ア 開催時期

令和6年5月上旬(予定)

(※発注者は、開催日程が決まり次第、提案者に対して別途通知する。)

イ 所要時間

一提案者当たり30分以内(プレゼンテーション及び質疑応答を合わせた時間)

ウ 開催方法

ウェブ会議システムによるオンライン開催(予定)

エ その他

ウェブ会議システムへのアクセスに係る通信料等は、提案者の負担とする。

審査会は、非公開により開催し、審査会委員の所属及び氏名は公開しない。

5 企画提案内容の審査方法等

審査会委員は、審査会において企画提案内容について評価要領の2に記載の評価項目及び評価の視点に基づき採点し、その合計点数により順位付けを行う。

順位付けの結果、最高順位の提案者を最優秀提案者として選定する。

6 委託契約の締結

発注者は、5により最優秀提案者として選定された者と委託契約の締結に関する協議を行い、見積書を徴して委託契約を締結する。

この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更に関する協議を含む。

なお、当該協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の提案者から順に委託契約の締結に関する協議を行う。

7 契約保証金

委託契約の相手方（以下「受注者」という。）は、契約保証金として本件業務に係る契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

(1) 企画提案書の無効

次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。

ア 2の参加資格のない者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載がなされた企画提案書

ウ 1の(3)に示す委託期間を超過する提案内容が記載された企画提案書

エ 1の(4)に示す予算額を超過する費用内訳書（実施要領様式第4号）が添付された企画提案書

(2) 参加費用

この公募型プロポーザルに係る書類の作成及び審査会への出席等、参加のために必要となる費用は、すべて参加希望者又は提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、委託契約の締結時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、委託契約の締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 発注者は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 情報公開の取扱い

提案者は、企画提案書が鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上、必要な書類を提出するものとする。

(5) 合意管轄裁判所の取扱い

本件業務に係る委託契約の訴えについて、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合

意管轄裁判所とするものとする。

(6) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、委託契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、発注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に委託契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(7) その他

詳細は、実施要領による。